

## 作業部会の設置について（案）

### 1．趣旨

本市においては、これまでの計画において障害福祉サービスの基盤整備を図り、また、大学、関係機関等との連携により、新たな施策の研究や開発にも取り組んできた。これらの取り組みの到達度や研究の成果等を踏まえながら、次期「仙台市障害者保健福祉計画」及び「第3期仙台市障害福祉計画」の策定にあたり、重点的に取り組むべき施策や事業についてより専門的な提言を受けるため、作業部会を設置する。

### 2．委員の位置づけ

作業部会の構成員は、仙台市障害者施策推進協議会の委員及び仙台市障害者施策推進協議会条例第4条に規定される専門委員とし、専門委員には、外部関係者を委嘱するものとする。

### 3．設置する作業部会（詳細は次ページ以降に記載）

#### 就労支援作業部会

現行計画において「就労支援システムの整備」を主要施策の一つに位置づけ、重点的に推進しているところ、未だ多くの課題が残されている。障害者就労の更なる促進を図るため、新たな方策を検討する部会を設置するもの。

#### 障害児支援作業部会

平成24年4月より、障害者自立支援法の児童デイサービス分野と児童福祉法の障害児関連分野が統合されることに伴い、市単独事業も含めた本市障害児施策体系の着実な推進を図るため、諸課題を解決する方策を検討する部会を設置するもの。

#### 災害時対応作業部会

東日本大震災により被災した障害者等への対応について、従来の対策では十分な支援が行き届かないという課題が顕在化している。そのため、今回の被災にかかる支援の実態を把握し、今後の災害時支援対策について検討する部会を設置するもの。

## 仙台市障害者施策推進協議会「就労支援作業部会」の設置概要（案）

### 1 就労支援作業部会を設置する趣旨

本市では、現行の「仙台市障害者保健福祉計画」において「就労支援システムの整備」を主要施策の一つに位置づけ、障害者の「働くこと」を市民全体で支え、働く意欲のある障害者が、生きがいや働きがいのある生活を送ることができるまちづくりを進めてきた。具体的には、障害者の企業雇用を実現するために、障害者就労支援センターを中核とする就労支援ネットワークの構築と、そのネットワークを活用した総合的な支援体制の整備を行っている。同時に、企業雇用が難しい障害者にとっては、福祉的就労の場を提供するとともに、その工賃を増やすために各種販売促進事業を実施してきたところである。

しかしながら、発達障害や高次脳機能障害等の支援手法が確立していない障害者への就労支援、一旦就職した障害者が働き続けることのできる環境の整備、企業雇用と福祉的就労の中間的な働く場の必要性など、まだまだ多くの課題が残されている。

こうしたことから、障害者就労の更なる促進を図るためには、諸課題の解決へ向けた新たな方策を検討し、その結果を次期「仙台市障害者保健福祉計画」に反映させることで、障害者就労支援施策を着実に推進していく必要がある。そのため、「仙台市障害者施策推進協議会」に就労支援作業部会を設置し、専門的な知見に基づく意見・提言を求めめるものである。

### 2 主な検討内容

- 障害者就労支援センターの中核施設としての役割の明確化について
- 就労継続のための支援スキームの検討について
- 就労移行支援事業所等職員育成のための教育研修システムの構築について
- 障害特性に応じた就労環境の提供について

### 3 想定する作業部会委員の構成

- ・ 施策推進協議会委員 3名 （大坂委員、中村委員、菊田委員）
- ・ 発達障害者就労支援WGメンバー 1名
- ・ 高次脳機能障害者就労支援WGメンバー 1名
- ・ 企業関係者 1名
- ・ 労働機関関係者 1名
- ・ 教育機関関係者 1名

### 4 開催スケジュール等

		開催内容
第1回	7月下旬	・ 委員委嘱状交付，委員長・副委員長選出，検討依頼事項，検討の進め方 ・ 各出席委員の支援実践からみた就労支援の現状と課題について
第2回	8月中旬	・ 障害者就労支援制度の現状と課題について
第3回	9月上旬	・ 仙台市障害者保健福祉計画の実施状況について
第4回	10月中旬	・ 本市就労支援施策の課題と方向性について
第5回	11月中旬	・ 施策推進協議会への報告について

## 仙台市障害者施策推進協議会「障害児支援作業部会」の設置概要（案）

### 1 障害児支援作業部会を設置する趣旨

平成 23 年 12 月に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（いわゆる「つなぎ法」）」により，障害者自立支援法の児童デイサービス分野と児童福祉法の障害児関連分野が統合され，平成 24 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

これに伴い，知的障害児通園施設や放課後ケア事業所等，双方の法律に基づいて設置されていた事業所が児童福祉法のなかで再編され，新たな位置付けのもとに運営されることとなるとともに，報酬体系などについても大きく見直しを図られることとなる。

また，本市ではこれまで，市単独事業も含めた障害児施策を健康福祉局として一元的に展開してきたところではあるが，根拠法令の違いに起因する利用者負担の不均衡などの課題がいくつか顕在化している状況もある。

こうしたことから，今回の法改正に併せた本市障害児施策体系の見直しと，諸課題の解決に向けた方策を早急に検討するとともに，その結果に基づく具体的な方策を次期「仙台市障害者保健福祉計画」に反映させることで，本市の障害児施策を新たな法体系のもとに着実に推進していくことが必要である。そのため，本市の障害者施策における主要な審議機関である，「仙台市障害者施策推進協議会」に障害児支援に関する作業部会を設置し，より専門的な知見に基づく意見・提言を求めるものである。

### 2 主な検討内容

仙台市障害児施設における就学前療育のあり方と今後の方向性について

仙台市放課後ケア・タイムケア事業におけるあり方と今後の方向性について

### 3 想定する作業部会委員の構成

- ・ 施策推進協議会委員 3 名（赤間委員，菅野委員，橋本委員）
- ・ 就学前療育のあり方検討会メンバー 2 名
- ・ 放課後ケア・タイムケア事業者 2 名
- ・ 学識経験者 1 名

### 4 開催スケジュール等

		開 催 内 容
第 1 回	7 月下旬	・ 委員委嘱状交付，委員長・副委員長選出，検討依頼事項，検討の進め方 ・ 就学前療育の現状，課題，法改正による変更事項
第 2 回	8 月下旬	・ 就学前療育のあり方，今後の方向性
第 3 回	9 月中旬	・ 放課後ケア・タイムケアの現状，課題，法改正による変更事項
第 4 回	10 月中旬	・ 放課後ケア・タイムケアのあり方，今後の方向性
第 5 回	11 月中旬	・ 提言書のとりまとめ

## 仙台市障害者施策推進協議会「災害時対応作業部会」の設置概要（案）

### 1 災害時対応作業部会を設置する趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により被災した障害者等への対応については、障害福祉関係施設等への救援物資の搬送、施設利用者の安否確認、災害時要援護登録者への安否確認のほか、補装具費支給及び日常生活用具給付等事業の弾力的な運用などを実施したところである。しかしながら、集団生活が必要な避難所において、特別な支援が不可欠な被災障害者への個別の対応や、避難所への避難が必要でありながらも、何らかの理由で在宅生活を余儀なくされている被災障害者への支援のあり方など、行政の従来への対応・支援だけでは、十分に行き届かないという課題が顕在化している。

こうしたことから、本市における障害者の災害時対応の充実を図るためには、今回の大震災時の要援護障害者への支援に関わった者や団体から、今回の障害者への災害支援の実態の報告と、今後の課題についての提言を受け、今後の本市の災害時要援護障害者の防災対策、被災障害者支援対策を検討するとともに、この結果を、「仙台市障害者保健福祉計画」へ盛り込むことで、本市の障害者の災害時支援に関する施策へと反映させる必要がある。そのため、「仙台市障害者施策推進協議会」に災害時対応作業部会を設置し、より専門的な知見に基づく意見・提言を求めるものである。

### 2 主な検討内容

- 災害時に求められる被災障害者への支援について
- 被災障害者への支援の課題について
- 安否確認等地域における支援のあり方について
- その他災害時対応について

### 3 想定する作業部会委員の構成

- ・ 仙台市施策推進協議会委員 4名（伊藤委員，坂井委員，白江委員，目黒委員）
- ・ 被災障害者支援団体代表 1名
- ・ 地域代表者 1名
- ・ 障害福祉サービス事業所の代表者 1名
- ・ 福祉避難所委託事業所職員 1名

### 4 開催スケジュール等

		開 催 内 容
第 1 回	7月下旬	・ 委員委嘱状交付，委員長・副委員長選出，検討依頼事項，検討の進め方
第 2 回	8月下旬	・ 災害時に求められる被災障害者への支援について ・ 被災障害者への支援の課題について ・ 安否確認等地域における支援のあり方について
第 3 回	10月中旬	・ 課題解決案提案，今後の方向性検討
第 4 回	11月中旬	・ 提言書のとりまとめ